

クリーニング取次所における

令和2年5月28日作成
(令和5年3月10日更新)
鳥取県くらしの安心推進課

事業継続のための 新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

問合わせ先 新型コロナウイルス克服くらしの安心 相談・応援窓口	東部 県庁くらしの安心推進課 中部 中部総合事務所環境建築局 西部 西部総合事務所米子保健所	☎0857-26-7982 ☎0858-23-3982 ☎0859-31-9340
---------------------------------------	--	---

クリーニング取次所の営業場面ごとの感染拡大予防対策

1 マスクの着用 令和5年3月13日から適用

・マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、営業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは可能です。

マスクの着用は場面に応じて適切に選択しましょう。

従業員のマスクの着用は、従業員の感染防止とお客様を守ることにもつながります。

マスクの着用を推奨する場面等、店舗の感染対策の内容を掲示しましょう。

〈従業員がマスクを着用する場面の例〉

- ・一定時間以上の会話や近い距離での接客

〈お客様にマスクの着用を推奨する場面の例〉

- ・換気が十分にできない場面
- ・混雑した場面
- ・大声を出す場面
- ・重症化リスクの高い方がいる場面 など

2 従業員の体調管理

・従業員に出勤前に体温を測定させ、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従業員は出勤しないよう呼びかけましょう。

▶従業員の体調不良を事前に把握することが重要です。

・感染した従業員や感染疑いのある従業員が出勤しないようにしましょう。

▶体調不良の方が申し出られるよう、休暇を取りやすい環境・体制を作りましょう。

3 取次所の管理・清掃等

・取次場所や事務室等は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。

▶営業時間中も空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は出入り口の扉を開けたり、換気扇や扇風機等を活用して空気の流れを作って吸込口（入口）と吹出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。また、空気の流れを阻害しないパーティションの設置や、十分な外気取り入れとあわせ、奥まった部分にもサーキュレーターで空気を送ることも効果的です。

① 窓を開けても風が入りにくい場合の工夫

空気が入ってくる窓を小さく、空気を外へ出す窓を大きく開けて空気の流れを作りましょう。

② 窓がない場合の工夫

換気口も無い場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の外に空気を出す流れを作りましょう。また、換気口がある場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の中に空気を送り込む流れを作りましょう。

・取次場所では、お客様と従業員がともに咳エチケットを実践しましょう。

・発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示をしましょう。

- ・取次場所の会計用のタッチパネル、テーブル、筆記用具、ドアノブ、手すり等の多くの方が触れる部分は、定期的に拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- ・事務室のドアノブ、手すり、トイレ等、従業員が触れる部分も拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
 - ▶営業時間中も定期的に拭き取り清掃・消毒を行い、接触感染を防止しましょう。
- ・感染予防対策に万全を期していることや具体的な対策を従業員で共有しましょう。
- ・感染予防のためサービス内容の変更・中止を事前に検討しましょう。
 - ▶サービス内容を変更・中止する場合は、その旨を掲示しましょう。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策協賛店はステッカーを入口に掲示しましょう。
- ・鳥取県新型コロナ対策認証事業所はステッカーを入口に掲示しましょう。

4 洗濯物の取次業務

- ・来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の入店はお断りしましょう。
 - ▶お客様の体温確認のため、非接触型の体温計の導入も検討しましょう。
- ・出入口に手指の消毒設備を設置し、入店時にお客様に手指消毒を要請しましょう。
- ・お客様に、会話は控えめにさせていただくよう要請しましょう。
 - ▶施設内放送による呼びかけ等も有効です。
- ・接客時には咳エチケットを実践しましょう。
- ・こまめな手洗い又は手指消毒といった手指衛生を徹底しましょう。
- ・取次場所で手続き待ちのお客様が密集しないようにしましょう。
 - ▶お客様同士が触れ合わない程度の間隔を空けて並んでいただけるよう立ち位置を表示したり、分散して待機していただきましょう。
- ・複数の従業員が取次業務に当たる場合は、間隔を空けて行いましょう。
 - ▶従業員の密集はお客様の密集にもつながります。間隔を空けることができない場合は、お客様の立ち位置も含めてアクリル板やビニールカーテンで仕切る、同時に取次業務を行わない等により密集を防ぎましょう。
- ・クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うことができない取次所の場合は、新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いがある方の洗濯物は預かることができないことを、掲示したりお客様にお願いしましょう。
 - ▶一般のクリーニング取次所ではクリーニング業法第3条第3項第5号に規定する伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗濯物を取り扱うことができません。同規定の洗濯物を取り扱うことができる取次所の場合は、十分な感染予防策*を行ったうえで預かってください。
- ・洗濯物のポケット内の確認はお客様自身が行うことを、掲示したりお客様にお願いしましょう。
 - ▶マスクやティッシュペーパーなど、不衛生なものが残っていることがあります。お客様の理解を得て、確認をお願いしましょう。
- ・電子決済を活用しましょう。現金等の受け渡し後には手指消毒をしましょう。
- ・お客様のもとに向いて取次業務を行う場合は、事前に連絡し了解をいただいたうえで訪問しましょう。
 - ▶訪問先では上記に記載の注意事項を守り、お客様の理解を得ながら感染予防に努めましょう。

5 営業終了後の片付け

- ・清掃は、窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- ・取次場所の会計用のタッチパネル、テーブル、筆記用具、ドアノブ、手すり等の多くの方が触れる部分は拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- ・事務室のドアノブ、手すり、トイレ等、従業員が触れる部分も拭き取り清掃及び消毒液による消毒をし

ましょう。また、休憩室等を複数人が利用される場合は、ディスタンスの確保のほか、会話を控え、定期的な換気を心がけましょう。

- ゴミ箱のゴミを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管しましょう。
- ゴミ出しをの後は必ず手を洗いましょう。

※以下の通知を参考に感染予防対策を行ってください。

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

(令和2年4月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)